

福島県災害時相互応援チーム

体制強化事業業務

仕 様 書

福島県危機管理部災害対策課

1 業務名

福島県災害時相互応援チーム体制強化事業業務

2 目的

被災市町村の受援体制構築や各種団体間の連絡調整を行うことができる災害対応業務全般の知見を有し、被災市町村をマネジメントできる人材を養成することで、災害時に円滑に受援体制を構築し、速やかな被災者支援体制を確立することを目的に実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 業務対象項目及び実施場所

オンライン研修会1回、福島県内3方部でそれぞれ1回のワークショップを実施すること。

○災害マネジメント研修

ア オンライン研修会（2時間程度、質疑応答）

・実施場所…Zoom

イ ワークショップ1（福島県中通り）（10時00分～16時00分）

・実施場所…福島県郡山合同庁舎（予定）

ウ ワークショップ2（福島県会津）（10時00分～16時00分）

・実施場所…会津若松市北会津公民館（予定）

エ ワークショップ3（福島県浜通り）（10時00分～16時00分）

・実施場所…浪江町防災交流センター（予定）

5 実施時期

10月～12月の間に実施することとし、詳細な日程は発注者と協議して決定すること。

6 業務内容

（1）災害マネジメント研修実施

ア 福島県内市町村のうち、参加を希望する市町村を対象としてオンライン研修会1回、対面によるワークショップを3回開催すること。

なお、オンライン研修会は録画し、事後も視聴できるようにすること。

イ 本研修会は、内閣府が作成した「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を参考としつつ、総務省が所管する「災害マネジメント総括支援員（以下、「GADM」という。）」制度への登録を支援及び受援計画作成に資する内容とすること。

ウ 研修会場は、発注者と受注者で協議の上で決定し、会場の確保は発注者が行う。

なお、実施方法を対面・オンライン・併用いずれの形式とするかは、契約後に発注者と協議すること。

エ 本研修会の各市町村への開催案内及び研修会場の確保は、受注者と協議の上で発注者が行

う。

(2) 業務打合せ

本業務の実施に際し、次のとおり発注者と打合せを行うこと。

- ア 本業務受託後速やかに1回以上、各回研修実施前に少なくとも1回（計3回以上）行うこと。
- イ 各回の業務打合せ記録は受注者が行い、その都度速やかに発注者へ提出し、確認を受けること。
- ウ 上記アの打ち合わせの手段等については、業務の進捗に合わせて発注者が別途指定する。

(3) 本研修会での進行・説明等

本研修会において、進行及び資料等の説明を行うこと。

また、受注者は、本研修会の実施に必要な職員を派遣すること。

(4) 本研修会に係る資料作成

本研修会に必要な資料等を発注者と協議の上で事前に作成し、参加者数分の資料印刷（カラー）を準備すること。

また、作成した資料のデータをあらかじめ発注者に提供すること。

7 成果品の提出等

(1) 提出書類一覧

提出書類		部数	提出期日
1	着手届	1部	契約締結日から7日以内
2	打合せ議事録	1部	打合せの都度作成し、打合せから7日以内
3	業務完了報告書	1部	事業完了後発注者が指定する日
4	実績報告書	1部	事業完了後発注者が指定する日

※ 実績報告書は、業務の結果概要をとりまとめ、受注者が作成した資料などを整理のうえ、納品すること。

※ 各提出書類については、提出前に発注者の承認を受けること。

(2) 検収条件

納入品目及びその内容について、発注者が、本仕様書及び関係書類に基づき検査を行い、その結果を発注者が、本仕様書に定めたとおりの作業が行われたと認めたことをもって検収とする。

(3) 納入場所

福島県福島市杉妻町2-16
福島県危機管理部災害対策課

8 著作権等

- (1) 受注者は、本契約により作成される成果物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者及び第三者が本業務以前から所有している著作権及び他に利用できる共通的な部分に係る著作権については、この限りではな

い。

- (2) 受注者は、発注者の書面による事前の同意が得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条の権利を行使することができない。
- (3) 発注者は、著作権法第 20 条第 2 項に該当しない場合においても、その他使用のために目的物の改変を行うことができる。
- (4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他すべての権利について交渉、処理は、受注者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受注者の責任と費用負担で対応するものとする。

9 その他

- (1) 発注者は、受注者の実施責任者等が業務を履行するにつき、著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその是正措置を講ずるよう申し入れることができる。
- (2) 本業務実施上必要となる軽微な変更は発注者及び受注者が協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。
- (3) 本仕様書に明記していない事項は、発注者及び受注者が協議のうえ決定すること。